



荏原製作所 グリーン調達ガイドライン



株式会社荏原製作所
環境統括委員会

2017年1月17日 第3版

【1】はじめに

荏原は企業理念を「水と空気と環境の分野で、優れた技術と最良のサービスを提供することにより、広く社会に貢献する」と定め、世界の国々の発展とともに安心、安全で豊かな社会へ事業を通じて貢献することを使命としています。

優れた技術と最良のサービスの提供の一環として、荏原は生産活動及び製品自体の環境負荷を最小にするための環境マネジメント活動を推進しており、この中でグリーン調達にも取り組んでおります。

このガイドラインでは、荏原のグリーン調達の方針や枠組み、お取引先様(製品材料、資材、役務の調達先)への要求事項などを掲載いたします。

【2】荏原製作所環境方針

水資源の有効活用或いは環境汚染の軽減を実現するための製品が事業の中核をなすことを強く意識し、小型化、高効率化、再利用等の観点から環境負荷の低減に対し最大限に配慮した製品開発を行うとともに、生産活動で生じるエネルギー消費及び廃棄物排出の最小化に努める。また、各事業所単位で自然エネルギーの活用を現実的な範囲で最大化する。

社会とのつながりにおいては、いかなる地域においても法令遵守を例外なく徹底する。

2017年1月5日改訂

荏原は環境方針の推進の一環としてグリーン調達に取り組んでいます。

【3】グリーン調達の方針

荏原は、全ての事業領域において次の方針でグリーン調達を推進します。

(1) お取引先様が環境に配慮した事業活動を行っていることを下記の観点から確認させていただきます。

- a) 環境管理体制(環境管理担当)を設けている。
- b) 環境保全に必要な手順が確立されている。
- c) 環境法令を順守している。

なお、環境マネジメントシステムに関する認証を取得しているお取引先様は、上記a)～c)を達成されているものとします。

(2) 生産活動に必要な資材については、荏原製品のライフサイクル全体の環境負荷または環境リスクを低減する考えに従って発注します。

(3) 文具、事務機器、OA/IT機器類は、環境に配慮された商品を調達します。

(4) 製品・サービスのライフサイクル全体の環境負荷および環境リスクを低減するために必要な環境情報の入手に努めます。

(5) 海外のお取引先様についてもグリーン調達の対象とし、環境管理状況の把握

と調達品の環境情報の入手に努めます。

【4】 グリーン調達の枠組み

- (1) 環境適合設計を推進し、その結果としての購入仕様に則ったグリーン調達を行います。荏原では主に以下の視点で環境適合設計を推進しています。
有害化学物質はその環境リスクに応じて、使用を回避、削減。
製造、流通、使用、廃棄に至るライフサイクル全体を考慮。
省資源、廃棄物の発生、温暖化、富栄養化、酸性化など、環境影響を多面的に評価。
- (2) 環境適合設計に基づく個別の購入仕様に加えて、全てのお取引先様への共通要求事項を定め、ご協力を求めて参ります。
- (3) 文具、事務機器、OA / IT機器類は、以下のものを優先的に購入します。
エコマークなどの環境ラベルが商品に付与されているもの。
環境省「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」の【配慮事項】(カタログ、取引先からの情報に基づき判断する)を満たすもの。
その他、社会的な関心事に配慮したもの(例えば、適切に管理された森林資源から作られた製品に対するFSC認証 マークを取得しているなど)。
(FSC認証:森林の管理や伐採が、環境や地域社会に配慮して行なわれている森林を認証するしくみ。)
- (4) お取引先様の選定にあたっては、価格、品質、納期に加え、お取引先様の環境管理状況を考慮します。

【5】 お取引先様への共通要求事項

荏原のグリーン調達に関して、お取引先様は下記にご協力下さい。

1. お取引先様の環境管理状況に関する確認

お取引先様の環境管理状況を以下の点から確認させていただきます。本調査結果を基に、価格・品質・納期に環境の視点を加えて調達を行います。確認項目は以下の通りです。

- (1) 会社概要
- (2) 環境マネジメントシステム認証取得の有無
環境マネジメントシステム認証を取得している場合、(3)～(5)の確認は省略します。
- (3) 環境管理体制(環境管理担当)の有無
- (4) 環境保全に必要な設備、手順の整備状況

(5) 環境法令の順守状況

環境法令に基づき行政罰、刑事罰を科せられた場合、都度当該情報を荏原に連絡してください。

(6) 購入・調達に関する貴社の取り組み

お取引先様の環境管理の状況について、追加の調査または直接訪問による調査を行わせて頂く場合があります。

2. 納入品に関する順守・協力事項

納入頂く製品・サービスに関して、下記への順守またはご協力をお願いします。

2-1 製品の納入にあたり順守頂く事項

(1) 納入品に含まれる化学物質が、別表1の管理値を満たすこと。別表1には法令により事実上使用を禁止されている化学物質を取り上げていません。

(2) SDS 発行対象の納入品については、都度SDSを添付してください。ただし機械油等、継続的に同一型番、同一性状の製品を納入する際のSDS添付については、荏原の調達部門の指示に従ってください。

(SDS:安全データシート(Safety Data Sheet)の略。化学物質の物理化学的性質や危険性・有害性及び取扱いに関する情報を化学物質等を譲渡または提供する相手方に提供するための文書。)

(3) 法令により含有していることを荏原へ通知すべき化学物質が納入品中に含まれる場合は、法令で定められた手段により当該物質名を荏原に伝達してください(但し、非意図的混入は除く)。

(4) 調達仕様に含有上限濃度又は溶出基準が指定された化学物質については調達仕様を厳守してください。併せて、含有濃度又は溶出基準が順守されていることを証明できる文書を提出してください(水道法、RoHS指令、および荏原顧客への対応を目的とする)。

(RoHS指令:電気・電子機器における特定の有害物資の使用制限に関する欧州指令。)

(5) 納入品に関し、保管及び使用中における、環境及び労働安全衛生上の注意事項があれば、文書により情報伝達してください。

(6) 納入品の合理的な再資源化方法または廃棄処分方法、および再資源化または廃棄処分する際の注意情報があれば文書により情報提供してください。

(7) 塗料については、鉛、クロム、タールの含有が禁止されています。

2-2 製品の納入にあたり協力頂く事項

- (1) 2-1(1)～(4)に関わらず、荏原から要請があった場合には、納入品に含まれるRoHS指令、REACH規則、紛争鉱物法令に係る化学物質の含有情報に関し、サプライチェーンの上流のお取引先様に化学物質の含有情報を調査頂くなど、その提供に最善を尽くしてください。情報の提供方法(ファイル形式、書式等)は荏原の調達部門の指示に従ってください。
(REACH規則:Registration, Evaluation, Authorization and Restriction of Chemicalsを略したもので、化学物質の総合的な登録、評価、認可、制限の制度。)
- (2) 納入品に関する既知の環境負荷情報、および環境に関する配慮事項(アピールポイントを含む)を積極的に提供(定量的な情報の提示など)してください。
- (3) 簡易梱包に努めてください。木箱による梱包を避け、カートンボックスによる梱包に努めてください。緩衝材は子袋にお入れ願います。
- (4) 容器包装・納入品緩衝材の削減、引き取りおよび繰り返し使用を積極的に検討してください。
- (5) 直接、工事現場に納入する場合は、パレットによる搬入は避けてください(パレットによる搬入を行う場合は、パレットのお持ち帰りをお願いする場合があります)。

【6】 情報の管理

「グリーン調達ガイドライン」および「お取引先様 環境管理 調査書」により知り得たお取引先様固有の情報は、荏原製作所のグリーン調達の推進にのみ活用し、一切社外公表いたしません。

【7】 お取引先様とのパートナーシップ

荏原が社会に提供する製品・サービスのライフサイクルを通じた環境負荷を最小にするため、お取引先様と双方向にコミュニケーションを図り、環境適合設計を進めて調達仕様に反映させて参ります。

【8】 お問い合わせ窓口

〒144-8510 東京都大田区羽田旭町11-1

荏原製作所 環境推進室 環境企画グループ

TEL 050-3416-4662 FAX 03-5736-3109 e-mail webmaster@ebara.com

別表 1 1

No.	化学物質(群)名	管理値	参照法令
1	カドミウム及びその化合物 2 3	100ppm 以下 100ppm 以下(包装材)	RoHS 指令(EU) 包装・包装廃棄物指令(EU)
2	六価クロム化合物 2 3	1000ppm 以下 100ppm 以下(包装材)	RoHS 指令(EU) 包装・包装廃棄物指令(EU)
3	鉛及びその化合物 2 3	1000ppm 以下 100ppm 以下(包装材)	RoHS 指令(EU) 包装・包装廃棄物指令(EU)
4	水銀及びその化合物 2 3	1000ppm 以下 100ppm 以下(包装材)	RoHS 指令(EU) 包装・包装廃棄物指令(EU)
5	ポリ臭化ビフェニール類(PBB 類)	1000ppm 以下	RoHS 指令(EU)
6	ポリ臭化ジフェニルエーテル類 (PBDE 類)	1000ppm 以下	RoHS 指令(EU)
7	フタル酸ビス(2-エチルヘキシル) (DEHP)	1000ppm 以下 2019 年 1 月から適用	RoHS 指令(EU)
8	フタル酸ブチルベンジル(BBP)	1000ppm 以下 2019 年 1 月から適用	RoHS 指令(EU)
9	フタル酸ジブチル(DBP)	1000ppm 以下 2019 年 1 月から適用	RoHS 指令(EU)
10	フタル酸ジイソブチル(DIBP)	1000ppm 以下 2019 年 1 月から適用	RoHS 指令(EU)
11	アスベスト類 1) アモサイト 2) クロシドライト 3) クリソタイル 4) アンソフィライト 5) トレモライト 6) アクチノライト	意図的な使用禁止 かつ 1000ppm 以下	REACH 規則制限物質
12	オゾン層破壊物質(Class) 4 (CFC 類、HBFC 類、四塩化炭素 等)	意図的な使用禁止	モントリオール議定書

- 1 EU RoHS 指令 の付属書 3 及び付属書 4 で示される適用除外に準拠する。例えば鉛含有量が 4wt%以下の銅合金は別表 1 の対象外(銅合金について鉛の 4%以上の含有を禁止)とする。
- 2 金属にはその合金を含む。
- 3 包装材は、4 物質合計で 100ppm 以下。
- 4 モントリオール議定書 Class 物質 (Class の HCFC 類を除く)。

以上